

公 告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び別府市契約事務規則(平成2年別府市規則第46号)22条の規定に基づき公告する。

令和 8 年 7 月 10 日

別府市長 長野 恭紘



1 競争入札に付する事項

(1) 委託業務名

第5期別府市障がい者計画・第8期別府市障がい福祉計画・第4期別府市障がい児福祉計画策定業務

(2) 履行場所

別府市上野口町1番15号 別府市役所ほか

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

(4) 業務の概要

障害者基本法(昭和45年法律第84号)に基づく第5期別府市障がい者計画(令和9年度～令和14年度)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく第8期別府市障がい福祉計画(令和9年度～令和11年度)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく第4期別府市障がい児福祉計画(令和9年度～令和11年度)を策定する。

(5) 予定価格

非公表とする。

(6) 最低制限価格

設定しない。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、次に掲げる資格要件をすべて満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当しない者であること。
- (2) 公告日において、別府市が発注する物品等の調達及び役務の提供に係る競争入札参加資格審査要綱(令和6年別府市告示第298号)第5条第3項にて資格審査対象業種「103005 調査・研究その他各種調査・分析・報告書作成等」について入札参加資格を有した者であること。
- (3) 公告日から開札予定日の前日までの間のいずれの日においても別府市が発注する物品等供給契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領(令和5年別府市告示第71号。以下「指名停止等措置要領」という。)の規定に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 開札予定日以前3箇月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (5) 破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(会社高市報の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。)でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職者を有する団体及びそれらの利益となる行動を行う者でないこと。
- (7) 沖縄県を除く九州管内に本店又は別府市との契約について委任を受けた支店等があること。
- (8) 個人情報の取り扱いに関して、JIS Q 15001 規格に基づくプライバシーマークを取得している、又は情報セキュリティマネジメントシステム JIS Q 27001 の認証を受けていること。
- (9) 令和2年度(契約締結日基準)以降に元請けとして、人口10万人を超える地方公共団体の障がい者計画、障がい福祉計画又は障がい児福祉計画のいずれかに係る業務を完了した実績を有していること。

3 入札に関する手続き等

(1) 公告等の配布

令和8年7月10日(金)から令和8年7月30日(木)までの土曜日、日曜日及び祝日等の休日(以下「休日」という。)を除く、午前9時から午後5時まで7の事務局で配布する。郵送又は電送(ファックス、電子メール等)による配布は行わない。

※別府市公式ホームページでは、閲覧及びダウンロードすることができる。

URL https://www.city.beppu.oita.jp/sangyou/nyuusatu_keiyaku/

(2) 公告等に関する説明会

公告等に関する説明会は実施しない。

(3) 公告等に関する質問の受付

ア 受付期間

令和8年7月10日(金)から令和8年7月16日(木)までの休日を除く
午前9時から午後5時まで

イ 提出先

7の事務局

ウ 提出方法

公告等に関する質問書【様式1】に質問内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにて提出すること。電子メール送付に当たっては標題を「【会社名】別府市障がい福祉計画」とし、受信確認を電話で行うこと。

なお、上記以外の方法(電話、FAX、口頭、郵送等)による質問は一切受け付けない。

(4) 公告等に対する質問への回答

提出された質問(類似の質問が複数ある場合は集約する。)及び質問に対する回答は、令和8年7月21日(火)から別府市公式ホームページにおいて公表する。ただし、質問の提出者名は公表せず、質問者に対し個別に回答しない。

(5) 入札参加資格審査申請書等の提出

入札参加者は次のとおり入札参加資格審査申請書等(以下「申請書等」という。)を提出すること。

ア 提出期間

令和8年7月10日(金)から令和8年7月21日(火)までの休日を除く
午前9時から午後5時まで

※郵送の場合は提出期間内に必着のこと。

イ 提出先

7の事務局

ウ 提出書類

(ア) 入札参加資格審査申請書【様式2】

(イ) 誓約書【様式3】

(ウ) 業務等実績調書【様式4】

※業務等実績調書に記載した実績が確認できる書類(直近の実績の契約書の写し、内容・規模等が確認できる書類)

(I) 配置予定技術者調書【様式5】

※配置予定技術者が保有する資格(免許・資格者証の写し)及び所属会社と入札の申込日以前に3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がわかるもの(保険証の写し等)を添付すること。

(オ) プライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントシステム認証の写し

エ 提出方法

持参又は郵送とし、その他の方法は一切認めない。

郵送等の場合は受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期間内に必着すること。なお、不慮の事故等による紛失又は遅延等については一切考慮しない。

(6) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査の結果については、入札参加資格者に対し、書面にて通知する。

(7) 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

ア 入札参加資格がないと認められた者は、3の(6)の通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に、書面(様式は任意)を7の事務局に持参して説明を求めることができるものとする。なお、郵送又は電送によるものは受け付けない。

イ 説明の請求に対する回答は、説明の請求を受けた日の翌日から起算して8日以内に、書面により行う。

(8) 入札保証金

免除とする。

(9) 入札及び開札

ア 日時

令和8年7月31日(金) 午後2時

イ 場所

別府市上野口町1番15号 別府市役所 3F 入札室

ウ 提出方法

持参によること。

エ 提出書類

(ア) 委託業務入札書【様式6】

(イ) 委任状【様式7】

※入札参加者の代理人が入札等を行う場合は、委任状【様式7】を提出すること。

オ 入札執行回数

入札回数は2回を限度とし、初回の入札において落札候補者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。なお、再度の入札で落札者がいなかった場合は、随意契約に移行する場合がある。

カ 入札書の記載金額について

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

キ 入札の辞退

入札参加者は、入札執行に至るまでは入札を辞退することができる。本入札を辞退する場合は、入札辞退届【様式8】を持参により提出すること。なお、入札を辞退した場合に、今後、当市の行う業務等において不利益な取扱いを受けるものではない。

ク 入札参加者が1者の場合の措置

入札参加者が1者であっても、落札者を決定する。

ケ 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるとき

落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

コ 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

(ア) 入札に参加する者に必要な資格のない者又は提出書類に虚偽の記載をした者の入札
(イ) 競争に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札

(ウ) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札

(エ) 同一の入札について2以上の入札参加者の代理人となった者のした入札

(オ) 入札金額を訂正した入札

(カ) 入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定しがたい入札

(キ) 落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示した者のした入札

(ク) 入札参加申請書等及び入札書類の説明を求めた場合において、正当な理由なくこれを拒否した者のした入札

(ケ) 当該入札において談合情報が寄せられ、次により談合があったものと認定された場合(談合情報と落札候補者が一致している場合で、次のaからdのいずれかに該当する場合は、当該入札を無効とする。

a 当該談合情報における落札予定金額(率)(以下「落札予定金額(率)」という。)が入札結果と一致している場合

b すべての入札参加者が入札結果と一致している場合

c 入札結果と落札予定金額(率)との差額が僅少で、入札結果に不自然な事実があ

る場合

d その他談合の事実を示す具体的な物証又は証言がある場合

(j) その他入札開始前の注意事項又は入札に関する条件に違反した入札

4 落札者の決定

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

5 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否

要とする。

(2) 契約保証金

免除とする。

(3) 支払条件

業務完了確認後、一括払いとする。

6 その他

(1) この実施要領に定めのない事項については、別府市物品等供給契約に係る要件設定型一般競争入札実施要領(平成21年告示第79号)、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令、別府市契約事務規則その他入札契約に関する法律等の定めるところによる。

(2) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(3) 当市は、開札後、落札決定をするまでの間に落札候補者が次のア又はイのいずれかに該当した場合は、当該落札候補者の行った入札を無効にするものとする。

この場合、当市は当該落札候補者の行った入札を無効にしたことに伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。

ア 指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けたとき。

イ 入札公告に掲げる競争入札参加資格の要件を満たさなくなったとき。

(4) 当市は、落札決定後、契約締結までの間に落札者が、(3)のア又はイのいずれかに該当した場合は、落札決定の取消又は仮契約の解除を行うことができるものとする。

この場合、当市は落札決定の取消又は仮契約の解除に伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。

(5) 当市は、契約締結後において、落札者が(3)のア又はイのいずれかに該当した場合、契約の解除を行うことができるものとする。

(6) 落札者(落札候補者、最低価格入札者、仮契約者及び契約者を含む。)は、入札後に(3)のア又はイのいずれかに該当した場合は、当市に速やかに申し出ること。

(7) 入札者は、開札後、入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

7 事務局

本入札において、事務を担当する部局は次のとおりとする。

別府市市民福祉部 障害福祉課

住 所:〒874-8511 別府市上野口町1番15号

電 話:0977-21-1413

FAX:0977-22-1780

E-mail:haw-hw@city.beppu.lg.jp